

令和4年9月1日

防災安全課 殿

川間台自治会自主防災会  
会長 矢野 博

令和5年度コミュニティ助成事業の申請に係る質問について

前略 日頃は、防災安全にご尽力頂き、有難うございます。

さて、標記の件ですが、受領した資料を読ませて頂きましたが、いまいち理解できない点がありますので、ご指導方、宜しく申し上げます。

記

今回の助成事業の対象は、(3)地域防災組織育成助成事業のア(実施要綱の1ページ)に該当すると考えています。

ここに、「一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業」と記載されています。

また、留意事項の12ページの区分アを見ると、「対象となるものとして、基礎工事(アンカー工事を含む)の伴わない簡易な倉庫、収納庫、物置等(同時に整備する備品を保管する目的に限る)」と記載されています。

この意味は、防災関連機材を収納する簡易な倉庫等がイメージされていると推測しますが、これらの倉庫類は、基礎工事は実施しないとしても、風等で倒れないよう、アンカーを打つのが一般的と思います。何故、アンカー工事も含むのか、背景を教えてください。

仮に、防災資機材を収納する倉庫を購入すべく申請した場合、この倉庫は、地上若しくは、ブロックの上に置くだけとなりますか？危険ではないですか？

また、会員で申請設備の協議しましたが、「地域の防災活動に直接必要な設備類」の解釈がまちまちでした。例えば、下記のような設備は認められるのですか？

- ・既存の生活用水設備(井戸)は、飲料用ではない為、飲料に適する蒸留器を申請

- ・対策本部予定場所(とんぼ公園)に設置する仮設テント(ワンタッチ式)10台程度
- ・同じく、敷きマット類(数十枚)
- ・災害時の情報交換用として、各班(10班)に無線機を設置
- ・各班(10班)に電源用発電機を設置
- ・等々

意見集約をし、申請書を完成させたいと思いますので、過去、「地域防災組織育成助成事業のア」で承認された設備情報を頂けませんか？ 承認された申請書のコピーでも結構です。

お手数ですが、宜しくお願いします。

以上

PS: 下記にメール頂ければ、助かります。

[yano@arrow-field.jp](mailto:yano@arrow-field.jp)